

第4次定員適正化計画

(2019年4月1日～2024年4月1日)

2019年3月

能 登 町

【目次】

1. はじめに	1
2. 定員適正化計画の内容	
(1) 計画期間	1
(2) 計画の対象	1
(3) 計画の見直し	1
3. 定員適正化の方法	
(1) 退職者、再任用職員数と採用者数の調整	1
(2) 定年の引上げに関する具体的措置	2
(3) 人材育成	2
(4) 事務事業の見直し	2
(5) 組織機構の改善	2
(6) 民営化等の推進	2
4. 職員数の現況	
(1) 部門別職員数の状況	3
(2) 類似団体別職員数の状況(修正値)との比較	3
5. 職員数年度別計画	
(1) 会計・職種別年度計画目標	4

1. はじめに

能登町は合併以来、行財政健全化に向け徹底した歳出削減や経費の節減合理化のために、事務事業の見直しや指定管理者制度導入等の効率的な行政運営の推進とあわせて職員数の削減による総人件費の抑制に努めてきました。

さらに、職員定員管理を計画的に進めるための基本的な方針として平成26年3月に第3次能登町定員適正化計画を策定し、適材適所・少数精鋭を基本とした定員管理の適正化を推進してきたところです。

平成31年度以降については、平成30年度人事院勧告で示された定年の引上げに関する具体的措置に基づいた人員配置を行うこととしました。

2. 定員適正化計画の内容

(1) 計画期間

2019年4月1日から2024年4月1日までの5年間とします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、原則として地方公共団体定員管理調査に定められる調査対象職員から地方公営企業法の全部を適用している事業（水道）及び地方公営企業法の財務規定等のみを適用している事業（病院）に係る職員を除外した職員とします。

(3) 計画の見直し

本計画は、65歳定年延長への段階的引上げ等制度改正の際には見直しを行うこととします。

3. 定員適正化の方法

(1) 退職者、再任用職員数と採用者数の調整

計画期間中は、今後の退職者数及び再任用職員数を見込んだ上で、新規採用者数を決定します。5年間で全体的な職員数の削減に努めていきますが、新規採用者数については、今後の財政状況、将来の職員年齢構成等も考慮して決定します。

(2) 定年の引上げに関する具体的措置

一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げる等の定年制度の見直しを実施していきます。定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保の為、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置し、60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置します。

(3) 人材育成

「能登町人材育成基本方針」に基づき、町民の負託に応え、その使命を全うするため、複雑多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有した職員の確保と、時代の変化に対応できる人材の育成、能力開発を推進します。

(4) 事務事業の見直し

限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、最小の経費で最大の投資効果を得るために、民間の経営感覚や発想を取入れた事務事業の見直しを推進します。

(5) 組織機構の改善

地域主権改革など新たな行政課題や町民の多様なニーズに弾力的かつ的確に対応するため、組織・機構全般の総点検を行い、簡素で合理的な組織・機構への不断の見直しによる役場機能の向上を進めます。

(6) 民営化等の推進

簡素で効率的な行政経営を目指し、町民サービスの向上と経費節減を図るため、事務事業の外部委託や公の施設の管理運営については指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に活用することとします。

4. 職員数の現況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）（単位：人）

部門		区分	職員数（人）				
			H26	H27	H28	H29	H30
普通 会計	福祉 関係を除く 一般行政	議会	3	3	3	3	3
		総務・企画	76	74	69	68	69
		税務	14	13	13	12	12
		労働	2	2	2	2	2
		農林水産	14	13	14	14	14
		商工	7	7	6	6	6
		土木	13	13	12	12	12
		小計	129	125	119	117	118
	福祉 関係	民生	60	57	57	57	57
		衛生	30	28	28	28	28
		小計	90	85	85	85	85
	一般行政部門		219	210	204	202	203
	教育		29	29	29	29	28
普通会計		248	239	233	231	231	
非適用 事業部門	地方 公営 企業法	下水道	7	7	7	7	7
		その他	17	17	16	16	15
		計	24	24	23	23	22
		総合計	272	263	256	254	253

2) 「類似団体別職員数の状況」との比較【類型：町村IV-2】

区分	H29.4.1 職員数 A人	単純値による比較			修正値による比較		
		単純値 B人	超過人数 C(A-B)人	超過率 C/A%	修正値 D人	超過人数 E(A-D)人	超過率 E/A%
一般行政計	202	130	72	35.6	144	58	28.7
普通会計計	231	162	69	29.9	173	58	25.1